

議第60号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年 3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成28年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	57,216,000	2,882,000	60,098,000
	長浜市	10,875,000	△ 1,976,000	8,899,000
	近江八幡市	23,562,000	79,000	23,641,000
	草津市	21,250,000	△ 8,275,000	12,975,000
	守山市	3,451,000	△ 530,000	2,921,000
	栗東市	1,236,000	△ 223,000	1,013,000
	甲賀市	32,227,000	6,867,000	39,094,000
	野洲市	12,813,000	△ 2,532,000	10,281,000
	湖南市	19,473,000	2,993,000	22,466,000
	高島市	9,000,000	△ 3,419,000	5,581,000
	東近江市	28,982,000	3,975,000	32,957,000
	米原市	23,800,000	23,475,000	47,275,000
	愛荘町	5,562,000	946,000	6,508,000
	豊郷町	594,000	100,000	694,000
	多賀町	484,000	△ 276,000	208,000
計		263,325,000	24,086,000	287,411,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	563,000	△ 6,000	557,000
	長浜市	3,713,000	△ 181,000	3,532,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	甲賀市	43,750,000 ^円	13,125,000 ^円	56,875,000 ^円
	湖南市	3,000,000	△ 1,288,000	1,712,000
	東近江市	1,160,000	5,000	1,165,000
	米原市	7,700,000	△ 1,871,000	5,829,000
	計	59,886,000	9,784,000	69,670,000
県営中山間地域総合整備事業	東近江市	5,662,000	△ 270,000	5,392,000
	計	5,662,000	△ 270,000	5,392,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	9,625,000	△ 1,165,000	8,460,000
	計	9,625,000	△ 1,165,000	8,460,000
県営農地防災事業	彦根市	4,292,000	1,130,000	5,422,000
	長浜市	8,160,000	3,792,000	11,952,000
	甲賀市	7,996,000	12,328,000	20,324,000
	高島市	3,630,000	4,400,000	8,030,000
	東近江市	7,500,000	9,078,000	16,578,000
	米原市	4,590,000	5,185,000	9,775,000
	多賀町	2,121,000	2,500,000	4,621,000
	計	38,289,000	38,413,000	76,702,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成28年10月13日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第138号）」の金額を改めようとするものである。